

〔弁護士業務部〕

- 1 新しい紛争解決方式の活躍の余地を探ることを活動目的としまして、令和3年2月17日、3月31日、6月25日、7月26日、12月6日に、オンラインによるあっせん・仲裁手続きの模擬を実施しました。
- 2 新しい紛争解決方式とは、具体的に申しますと、あっせん手続きにおいて和解不成立の場合に、仲裁合意により仲裁手続きに移行、その手続きにおいて当事者双方に合理的と考える解決案を提示してもらい、そのいずれかの解決案を仲裁人が仲裁決定として採用するという紛争解決方式になります。模擬を実施して、そのメリット、デメリット、当事者の満足度等を探りました。
- 3 前記2月17日及び3月31日は知財事件（素材は東京地裁平成29年（ワ）第17070号）で、前記6月25日、7月26日は謝罪広告掲載等請求事件で、前記12月6日には未払賃金支払請求事件で、それぞれあっせん・仲裁の模擬を実施しました。

部長 木下 学